

一五・一六世紀の朝日綿布貿易について

金 永 徽

はじめに

麗末鮮初に脅威を奮っていた倭寇の懐柔・向化政策による通交貿易者への転換によって、世宗朝（一四一八～五〇）には年間渡来する使送船が二〇四～二一八船にも達し、朝日貿易の急速な展開をみせることになる。当該時期における朝日貿易を通じて日本へ輸出された交易物資のうち、綿布はもつとも重要な位置を占めていたが、三南地方を中心に綿産地が形成される世宗朝を経て成宗朝（一四六九～九四）以降、朝日綿布貿易はその全盛期を迎えることになる。対日綿布貿易による綿布需要の増大は李朝の財政に大きな影響を及ぼし、綿布調達が行き詰まりを見せはじめるにつれて、朝日関係にも大きく影響した。

このように当該時期における綿布のもつ役割は大きいといわざるを得ない。当該時期における朝日綿布貿易については、

金柄夏氏の『李朝前期対日貿易研究』、同氏の「李朝前期の対日貿易性格」、李鉉淙氏の「ソウル中心の朝鮮初期対外貿易考」、同氏の「三浦倭乱後の倭人接待貿易について」などの研究¹⁾があげられるが、当該時期の綿布貿易の動向全般に關して扱ったものではなく、朝日貿易の動向のなかで綿布を扱ったもので、なお研究の余地があるように思われる。

そこで本稿は、いままでの諸成果を踏まえながら、時期区分しながら、当該時期の朝日綿布貿易について再検討を加え、その全体像を構築し、朝日綿布貿易の実体に迫ろうとするものである。

注

(1) 李鉉淙「ソウル中心の朝鮮初期対倭貿易考（上）」（『郷土ソウル』第一三号）。

(2) 金柄夏『李朝前期対日貿易研究』（『韓国研究叢書』第二

十六輯所収)。同氏「李朝前期の対日貿易の性格」(『亜細亜研究』一一卷四号)。李鉉淙「ソウル中心の朝鮮初期対倭貿易考(上・中・下)」(『郷土ソウル』第一三一—一五号)。同氏「三浦倭乱後倭人接待貿易について」(『韓日文化』一輯一号)

一、李朝初期の対日貿易の性格

高麗末期の倭寇の来侵は朝鮮半島の全域にわたり、高麗朝が李朝に変わる要因の一つになったが、倭寇の討伐にその名を轟かした李成桂(太祖、李朝建国初代王)はその脅威を充分知っていた。太祖は建国早々、対倭寇の懐柔・向化政策を打ち出して倭寇禁止に積極的に乗り出した。太祖の対倭寇政策によって倭寇の脅威は徐々に減少し、次第に平和的な通交貿易者へと転換していった。彼らにとっても危険を伴う倭寇行為を続けるより李朝の綏撫政策に順応することによって、身の安全と経済的な欲求充足の道を選んだのである。これによって進上下賜形態の貿易が始まるが、李朝にとって対日貿易の趣旨は彼らの政治的な服属にあつて、その代価として接待や京(李朝の首都の漢城)までの往来費用、滞留期間中の食糧などを全面的に李朝の負担するところになった¹⁾。彼ら

は使送として来朝し、方物の進献や被虜人の刷還に努めたが、方物の進献や被虜人の刷還はその見返り(回賜・賜給)を見込んだ利益追求のための表面的な口実にすぎなかった²⁾。

進上下賜貿易の許可によって、来朝する使送船の数は急激に増大し、李朝政府は「待遠人之道」という大義名分のもつて、使節として渡来する彼らの経済的な欲求に下賜という形で応じた³⁾。年間に渡来する使送船の数が五〇〜六〇隻にも達すると、使送らのもたらした商物の交易に時間がかかり、早く交易を済ませるために民家に散入し、交易を強要して騒擾がしばしば起こる⁴⁾。それに使送船が各浦に散泊し、我国の兵船の虚実を偵察するので国防上の対策を講じるべきという慶尚道鑑司の上書によって、使送らに行状を発給し、貿易港を限定するに至った⁵⁾。

そこで太宗七年(一四〇七)、対日貿易港として釜山浦と乃而浦(昌原郡熊川)の二ヶ所を開港し、同一八年には塩浦(蔚山)と加背梁の二ヶ所が増設されたが、世宗五年(一四二三)には釜山浦・塩浦・薺浦(昌原郡熊川)の三ヶ所に替わり、以後、この三浦に固定されることになる⁶⁾。

まず、使送船が浦所に到着すると、慶尚道鑑司は差使員を浦所に遣わし、使送の所持物品を確認し、物品名とその数量を朝廷に報告すると、京中倭館の禁乱官はその報告に基づいて交易量を決める⁷⁾。使送らのもたらした商物は所定の上京

路を利用して上送するが、騎載馬一五匹以上のものは重量であるとし、冬場の水凍時や干魃による水浅時を除いて、水路を利用して上京し、また一部を留浦して礼曹に報告すると、留浦物に対しては浦所近邑の奴婢貢布を利用して京中での交易価と同価で交易させ、進上品に対しては戸曹と礼曹の官吏が調べて時価に準じて回賜を賜給する⁽⁸⁾。使送らは水路と陸路を利用して上京した後、京の東平館で国王に肅拜が終わると、礼曹に書契と進献物を差しだし、戸曹が進上物の品評を行い、その代価として回賜の賜給を受けると帰路につく⁽⁹⁾。

このように進上品の見返りとして賜給を受けるといふ進上下賜貿易が行われていたが、貿易量の増大によって京中でも進上品の看品（世宗三〇年頃）するようになった⁽¹⁰⁾。進上品は形式的・儀礼的のものでその価値の高下は問われなかったが、実質的には下賜が多く支給され、彼らは使送を兼ねた貿易商人としての性格が段々濃くなって、進上品に対する代償給付、すなわち正確に計算可能な商取引としての性格が強くなるのである。そこから進上下賜貿易の一步前進した形の公貿易が出現し、李朝の国用の「緊要之物」に限って国庫物と使送のもたらした商物とを交易するようになるが⁽¹¹⁾、進上や公貿易後の余剩商物は私貿易という形で交易が行われた。

進上下賜目的とした以外の使送らの所持商物については公貿易によって交易されたが、公貿易を通じて利益追求の性格

が表面化し、潜商貿易（密貿易・暗貿易）を出現させることになる。使送らのもたらす商物は段々多くなり、交易にも時間がかかるようになったので、交易が終わるまでの接待の費用やそこから派生する諸弊害を取り除くため、国庫や官物の需要を一時的に利用して使送らのもたらした商物を一手に交易し、彼らを帰国させた後、国内の富商や民間に売り捌いて国庫を充当する官貿易が成宗朝より現れるようになる⁽¹²⁾。交易の盛況によって、浦所の倭館や京までの往還筋、京中の東平館などで商人たちが国家の禁物や官吏の目を避けて、または官吏と結託して密取引をする行為が跡を絶たなかった。李朝はその取り締まりに苦心し、しばしば禁止令を出してこれを取り締まっている。

注

- (1) (3) 李鉉淙「ソウル中心の朝鮮初期対倭貿易考（上）」八六一—二頁（『郷土ソウル』第二三三号）。
- (4) (5) 『太宗実録』卷一三、太宗七年七月戊寅条。
- (6) 李鉉淙前掲論文一一四頁。
- (7) 『世宗実録』卷四四、世宗十一年六月己丑条。
- (8) 李鉉淙「ソウル中心の朝鮮初期対倭貿易考（中）」三〇頁（『郷土ソウル』第一四号）。
- (9) 同上三一頁。

如『世宗実録』卷一九、世宗三〇年二月辛巳条。

似『寂宗実録』卷二三、寂宗六年一月辛丑条。

似李鉉涼前掲論文(上)一一頁。

二、世宗(一四一八～五〇)と世祖朝(一四五五～六八)の

綿布貿易

織物類は李朝前期において最も重要な対日輸出品を為していたものであるが、太宗朝(一四〇〇～一八)までは米豆や大蔵経などが主に輸出され、綿紬や苧麻布などの織物類も輸出されてはいたが、一回の輸出もまだ少額に留まっていた¹⁾。やがて対日貿易が活発に展開する世宗朝(一四一八～五〇)からは織物類の輸出も急速に増加してくる。

綿布の対日輸出の初見は、世宗即位年(一四一八)八月の琉球国王使の来朝時に七升綿布四〇匹、六升綿布一一匹、五升綿布二〇〇匹の都合三五一匹の回賜であるが²⁾、同年一〇月にも吉見昌清、島津元久、平満景の使者に綿布三二五匹を支給している³⁾。

その後、世宗元年(一四一九)に綿布四一二匹、同二年には二、二八〇匹、同三年には五、四三〇匹、また同五年には二、六四〇匹と、世宗五年までの綿布の輸出は増加する傾向

にあるが、同六年の一三〇匹から、同八年に五匹、同九年に八〇匹と、世宗五年以降は激減している⁴⁾。その理由として、世宗五年二月に「済用監留庫五六升綿布数少 請倭客人回賜並用五六升麻布 從之」と⁵⁾、世宗朝の綿布支出の抑制政策があげられるが、まだこの時期は綿布の保有量も少なく、また対野人関係と国内需要(賞与)に応じるため、対日輸出は制限しなければならなかったのである。ただ日本に対しても被虜人の刷還者に一人当たり綿布一〇匹ずつ支給している⁶⁾。

一方、世宗朝から対日輸入物資のなかに変化が生じ、銅がみられるようになるのが注目される。世宗即位年一〇月から同九年までの約一〇年間に、日本から輸入された銅は約一万四、三〇〇斤に上っているが⁷⁾、以後、銅は対日輸入の主要な取引対象物資になる。同一〇年一月に、平満景・宗金の使送がもたらした銅は二万八千斤に達し、その代価として綿紬二、一〇〇匹が支給されている⁸⁾。

この時点では綿布ではなく、綿紬が支給されているが、次の世宗二〇年の史料から世宗朝の銅事情が窺える。

命辛引孫議于政府曰 銅鉄非本国所産 且切於器皿 故工匠爭銷錢文 或潛出境外 以此国家鑄錢 多而散在民間者 不能什之一 其勢必將盡而後 己誠為可慮⁹⁾

と、器皿を作るのに工匠らが錢文まで溶かして使っているという状況から当時の銅不足の深刻さが窺え、こうした深刻な

銅の不足が使送らのもたらす銅の私貿易を黙認するようになったと思われる。そして使送らのもたらした銅の代価の支払いにおいて

議政府抛戸曹呈啓 路边各官居民 輒輸倭人所持銅鐵鉄

人馬俱傍 其弊不小以典農寺綿布正布買綿紬 分送三

浦 客人賚來銅鐵鉄 隨即貿易 入于各官 於貢船上來

時 並載上納 以除民弊 又令京外自願貿易者 皆赴浦

所貿易 其扶持禁物 濫行売買者 令其各官守令檢察

從之^四

上記のように、銅の代価を支給するために典農寺の綿布・正布で綿紬を買入して三浦に輸送しており、李朝が一方的に支給したのではなく、正布・綿布・綿紬のうち、彼らの要求に応じて支給していたことがわかる。

対日貿易による銅の輸入は、その後、増加の傾向をみせ、その代価の支払いに困った李朝政府は、世宗二九年、公家所用を除いて以前の倭館私貿易の例によって取引を希望するものの私貿易を正式に許可し、銅貿易による経済的負担の軽減を図った^四。

一方、世宗初年の綿布支出の抑制政策も綿布の生産量と微布量が増加に伴って緩和され^四、世宗末年以降からは綿布の支給が次第に増加していく。文宗元年（一四五二）四月に、島津貴久の使送に土産物進上の代価として綿布二、三九四匹

を支給し、端宗元年（一四五三）六月には、琉球国王使道安が進上した銅・鐵・蘇木の代価として綿布三、八六〇匹、綿紬二、五七七匹、正布七、七一九匹が支給されている^四。

世祖朝（一四五五～六八）になると、世祖元年に銅・鐵・蘇木の代価として九万匹の正布（麻布）が支給されているなど^四、世宗朝に引き続いて銅貿易が盛んに行われた。

特に世祖朝からは使送らが綿布の支給を希望するようになったことが注目される。世祖元年7月に藤九郎はもたらした銅の代価として綿布の支給を要求し^四、同5年4月には山名教豊の使送は綿紬とあわせて綿布一千匹余りの支給を要求している^四。また同一〇年九月に來朝した大内氏の使送は銅・鐵の代価として支給した綿布五四二匹は受け取ったが、正布一、〇八〇匹は必要でないとして、その受け取りを拒否している^四。この頃には綿布の在庫量も多くなり、同一三年に内贍司・濟用鑑の両司が保有している綿布は二〇万匹余りに達し^四、綿布の保有量の増加に伴って支給する綿布の数量も多くなってきた。同一三年八月には琉球国王の使送に綿布一万匹と綿紬五千匹が支給され^四、同一四年三月には日本国王使に綿布と麻布をそれぞれ二千匹と綿紬五〇〇匹を支給しているのである^四。

注

- (1) 李鉉涼『ソウル中心の朝鮮初期対倭貿易考(下)』六二—六七頁(『郷土ソウル』第一五号)。
- (2) 『世宗実録』卷一、世宗即位年八月辛卯条。
- (3) 同上卷二、世宗即位年一〇月乙亥条。
- (4) 金柄夏『李朝前期対日貿易研究』五一頁(『韓国研究叢書』第二十六輯所収)。
- (5) 『世宗実録』卷一九、世宗五年二月己巳条。
- (6) 同上卷三五、世宗九年二月庚申条。
- (7) 金柄夏前掲書九七頁。
- (8) 『世宗実録』卷三九、世宗一〇年一月戊申条。
- (9) 同上卷八〇、世宗二〇年二月丙寅条。
- (10) 同上卷八〇、世宗二〇年二月乙卯条。
- (11) 同上卷一一八、世宗二九年一月乙卯条。
- (12) 同上卷一一八、世宗二九年一月乙卯条。
- (13) 金柄夏前掲書五三頁。
- (14) 『世宗実録』卷二、世宗元年九月戊寅条。
- (15) 同上卷一、世宗元年七月丁酉条。
- (16) 同上卷一六、世宗五年四月戊辰条。
- (17) 同上卷三四、世宗一〇年九月丁丑条。
- (18) 同上卷四三、世宗一三年八月乙亥条。
- (19) 同上卷四三、世宗一三年八月乙亥条。
- (20) 同上卷四五、世宗一四年三月丁亥条。

三、成宗(一四六九—一四九四)年間の綿布貿易

朝日貿易における綿布支給の要求は世祖朝頃から現れ、綿布の在庫量の増加とともに対日支給綿布も増加するが、成宗朝になると対日貿易における綿布の占める位置が重要になってくる。成宗六年(一四七五)と七年の年間の対日綿布の支給額をみると、六年に京中で九、八二七匹と浦所で一万七、三八一匹の合計一万七、二〇八匹、七年には京中で二万一、五五八匹と浦所で一万五、八三三匹の合計三万七、四二一匹に上っており⁽¹⁾、成宗朝初年から綿布の支給額が増大している。そこで綿布支給額の増大に伴う対日綿布需要に応じるため、慶尚道京倉に収納する田税米をはじめ、司宰監の漁船箭網税、司贍寺・内資寺に収納する清密と小豆などを綿布で徴収することになる⁽²⁾。

特に成宗朝から対馬の進出が著しくなる。成宗七年(一四七六)一〇月、対馬島主宗貞國の特送が来朝して一万匹の綿布請求に対し、綿布三千匹と綿袖一千匹の支給すると、賜給が少くないとしてその受け取りを拒否することがあった⁽³⁾。以後、対馬島主の特送は年々ように来朝して綿布の支給を要求するようになる。同一二年一〇月には、対馬の特送に綿布と綿袖をそれぞれ三〇〇匹と正布二〇〇匹⁽⁴⁾、同一三年二月には、綿布三、二〇六匹と綿袖一、四二六匹が支給され⁽⁵⁾、同

じく同一四年三月には、銅錢一万緡（一緡が一〇〇両で一〇〇万兩）を請求したのに対して、綿布一千匹と綿紬五〇〇匹が支給された⁶⁾。

ところが、成宗一五年（一四八四）頃からは対馬島主の送のもたらず物資に変化が見られるようになる。すなわち同一五年正月に金四五挺と銅二駄を贈呈して綿布の支給を要請したのを初めとして⁷⁾、以後、対馬の特送によって盛んに金もたらされたのである。同一九年正月には、金六二挺と朱紅二二〇裏を進上し、金の代価として綿布六、二一二匹と朱紅の代価として正布四九四匹が支給され⁸⁾、同二〇年正月には、金七〇挺と朱紅一、三六〇裏を進上して綿布の支給（金一兩に綿布二五匹）を受けている⁹⁾。また、同二一年正月にも特送を派遣して金八二挺と朱紅五二四裏を進上し、精好細密な綿布で賜給してくれることを要請している¹⁰⁾。これに対して

今者宗貞国 特送職宣 所齊来黄金及朱紅 公貿易価綿布 共一万七百五十四二十三尺 前比公貿之価 以綿紬正布綿布等物 准討給之 今者皆以綿布 從願給之 則國家綿布有数 一朝盡用 則不可卒備 今後請以綿紬正布綿布等三物 准計給之何如 且倭人齊来朱紅公貿之価 優於私貿易之価 今宜 減価給之 況黄金価 本一兩綿布三十匹 近者以太多 只定二十五匹 今後請依此

例施行 從之¹¹⁾

上記のように、黄金と朱紅の代価である綿布一万七五〇匹二三尺を今後は綿布・正布・綿紬の三種類で支給することを言い渡し、また金一兩当りに綿布三〇匹で交換していた交換比率も綿布二五匹（李朝政府との公貿易では金一兩に綿布三〇匹に交換していたが、私貿易では綿布二五匹に交換されていた公貿易の負担を減らすために私貿易の交換比率と同じくしたもの）に引き下げるといっており、盛んな金貿易によって早くも綿布の不足を来していることが窺える。

しかし李朝の綿布・正布・綿紬の三種類で支給（三価分給）するという通達に対して、成宗二一年一二月に来朝した対馬島主の特送は、金二六斤四〇文目（大小一三四挺）、朱紅三〇〇裏、銅一、一〇〇斤をもたらして「毎歳必求 以賜其価 直 其意丘山猶重 絹布麻布之類 吾国本所有也 但木綿無有 因以純望木綿察之且」と¹²⁾、麻布や綿紬は日本にもあるが、木綿はないので綿布だけで支給してくれることを強く要求した。結局、翌年二月に特送が帰国する際には、要求通りに綿布だけ一万五、二四五匹が支給されている¹³⁾。また同二三年にも綿布だけの支給を要求し、一万五、二四五匹の綿布が支給された¹⁴⁾。

以上は李朝との公貿易を通じて支給されたものであるが、この外にも私貿易や密貿易を通して、または支給された正布

や綿紬を途中で綿布と交換して持ち帰った量も相当あったものと推測される。

一方、対馬島主の特送以外に、日本各地の豪族たちも盛んに使送を派遣し、綿布貿易は一層活発に行われた。成宗九年（一四七七）正月に來朝した大内政弘の使送に綿紬・正布・綿布をそれぞれ六〇〇匹ずつ支給したのを初めとして、同二〇年七月には、銅二万斤を進上した小武氏の使送に対して綿布・綿紬・正布の三種類で支給すると、「我主云 若不盡与綿布 可還持銅鉄而来非綿布則吾不敢受」と、その受け取りを拒否するので結局、綿布だけで支給することになった。同じく同年九月から二月まで、金や銅を私進した三人の使送に対しても、その代価として三千匹余りの綿布が支給された。

以上のような対日綿布需要の増大によって、成宗一七年頃には日本に移出される綿布が年に五〇万匹以上にも上ったが、その前年である同一六年一〇月現在で司瞻寺保有の奴婢身賣綿布は七二万四、五〇〇匹で、正布は一八万匹余りであったのである。しかも同一九年夏の三ヶ月の間に日本に移出された回賜布帛は一〇万匹余りにも達していたが、司瞻寺では八〇万匹余りの綿布を保有しているだけだった。このような対日綿布需要の増大は李朝政府にとって大きな経済的負担となったが、対日綿布貿易以外にも軍需・賞賜・緑俸・對野

人関係などの綿布の需要も多く、深刻な綿布不足に悩まされなければならなかった。

李朝政府はこうした綿布不足難を打開するため、成宗一六年には公式に私貿易を許可する一方、同二五年には個人の私進貿易を禁止し、またこれと並行して貿易品の価格の引き下げや強力な綿布徴収策なども取られた。そして交易商物の京輪による経費と往還筋沿道民の弊害を亡くすため、成宗三年に設置された花崗縣（慶尚北道達城郡花崗面）中継貿易を成宗一八年から復活させ、農繁期の京輪による往還筋の沿道民の流亡民化の防止に努め、同二三年三月には対日貿易の中心を為す銅の交易を制限して、これから先一〇年間は銅の搬入を禁止するなどの様々な方策が講じられたのである。

また綿布・麻布・綿紬の三種類で交易価を支給する三種分給制（三価分給）も成宗二一年から進められたが、特別な待遇を受けていた大内氏の使送には綿布だけで全量を支給するなど、その徹底を期することができず、同二三年に中止と復活を繰り返しながら、使送らの強い綿布要求のまえに、あまりその効力を発揮することはできなかった。

このように李朝政府は対日綿布需要の増大に対応するために様々な方策を講じるが、その打開策を見出せないまま、成宗二四年には、京商らが京中で代金を払い、その証明書を持参して浦所までいき、代金を支払った数量分の商物を浦所で

受け取る交易形態が現れた^{四〇}。京商らにとっては浦所までの物品の運搬の労が省かれ、李朝政府にとっても商物京輸の必要をなくすという両方にとって経済的な利があり、対日貿易にこれら京商たちを利用することによって幾分円滑な交易が行われるようになったと思われる。しかし「国用一耗於倭人再耗於商人」と^{四一}、交易への商人の参加は、李朝政府にとつてまた新たな問題を抱えることになったのである。

注

- (1) 『成宗実録』卷七三、成宗七年十一月癸丑条。
- (2) 同上卷七二、成宗七年一〇月丙戌条。
- (3) 同上卷一三四、成宗一二年一〇月乙丑条。
- (4) 同上卷一三八、成宗一三年二月癸丑条。
- (5) 同上卷一五二、成宗一四年四月乙丑条。
- (6) 同上卷一七二、成宗一五年正月甲辰条。
- (7) 同上卷二二一、成宗一九年正月甲辰条。同書卷二二二、成宗一九年閏正月壬辰条。
- (8) 同上卷二二四、成宗二〇年正月丙子条。同書卷二二五、成宗二〇年二月戊午条。
- (9) 同上卷二二六、成宗二一年正月己巳条。
- (10) 同上卷二三八、成宗二一年三月乙丑条。
- (11) 同上卷二五〇、成宗二一年二月甲戌条。

- (13) 同上卷二五〇、成宗二二年二月庚戌条。
- (14) 同上卷二六七、成宗二三年七月甲戌条。
- (15) 同上卷八八、成宗九年正月乙亥条。
- (16) 同上卷二三〇、成宗二〇年七月乙亥条。
- (17) 同上卷二二三、成宗二〇年九月庚辰条。同書卷二三五、二〇年二月 庚子 辛丑条。
- (18) 同上卷一九七、成宗一七年一月辛亥条。同書卷一八四、成宗一一年 一〇月乙酉条。
- (19) 同上卷二一七、成宗一九年六月丁未条。
- (20) 同上卷二八八、成宗二五年三月乙酉 辛亥条。
- (21) 同上卷二〇二、成宗一八年四月丁酉条。
- (22) 同上卷二六三、成宗二三年三月癸巳条。
- (23) 同上卷二四五、成宗二二年閏九月丁未条。
- (24) 同上卷二六一、成宗二三年一月癸巳条。
- (25) 同上卷二七八、成宗二四年閏五月辛丑条。

四、一六世紀に綿布貿易

(一) 燕山君朝(一四九四～一五〇六)の綿布貿易と三浦倭乱
 燕山朝においても銅貿易は盛んに行われたが、活発な銅貿易により密貿易に携わるものが跡を絶たなかったため、李朝

政府は銅などの密売の禁圧に乗り出すが、密貿易は官吏と結託して行われる場合も多く、その根絶はなかなか難しかった⁽¹⁾。燕山君朝には瑞葱台の築造など大規模の工事が相次ぎ、極度の財政難に陥ることになったが、李朝の財政窮乏は対日貿易にも影響を及ぼした。これによって公貿易は行き詰まりをみせ初め、朝日貿易の大きな転機を迎えることになる。

燕山君三年（一四九六）二月に日本国王のが使送が来朝し、本国での喪乱による財政困窮の打開ためと称し、綿紬二万匹、綿布一万匹、銅錢一万緡を要求したことがあるが⁽²⁾、要求だけに終わりその支給はなかった。同六年八月には対馬島主の特送が銅一万斤をもたらし、交易を要求したのに対して、公貿易が禁止されている理由をあげてこれを拒否している⁽³⁾。しかし対馬の強い要求のまゝで、論議の末、私貿易も不可であるから綿布だけを支給して彼らの要求に応じるべきという案も出てくるが、結局、特別措置として彼らのもたらした銅のうち、その三分の一の公貿易を許可し、一万匹の綿布が支給された⁽⁴⁾。また同八年四月には対馬島主管下の「用事之人」が来朝して銀一千兩を要求し⁽⁵⁾、綿布一〇〇匹を支給すると、浦所に放置したまま帰ったこともあった。同じく同八年一月には対馬の特送が銅・胡椒などをもたらし、公貿易を要請したのに対し⁽⁶⁾、銅は李朝にとって「可用之物」ではあるが、その代価の支払いが困難で公・私貿易を禁止しているところ

であるとしながらも、全量の交易を却下すると「待遠人之道」に背くことになるとして、胡椒の半分だけの公貿易が許可された⁽⁷⁾。

このように交易が円滑に進まなくなると、燕山君一〇年五月、虎皮一千枚をもたらし、交易を要求するなど⁽⁸⁾、交易が不許可されるのを承知のうえで、無理な要求をするようになり、賜給不可能な代賜として、綿布八〇匹が支給されている。同じく同年同月に使送らのもたらした金の貿易価は正布二万九千匹であったが、済用鑑の保有は一万匹に過ぎず⁽⁹⁾、司贖寺の保有している正布で不足分を支給している有様であった。結局、同一一年一二月に「倭人銅鉄貿易事 令浦所私貿易」と⁽¹⁰⁾、銅の交易が浦所での私貿易に委ねられるようになってしまっているのである。

以上のような燕山君朝の対日貿易の行き詰まりは、政治的な乱れや財政的な窮乏が大きく影響したものであり、中宗反正（燕山君一二年、中宗元年）によって政権が交替するが、中宗朝になっても燕山君朝の対日関係が尾を引き、中宗五年（一五一〇）四月四日、対馬島主の援助を受けた恒居倭人が齊浦と釜山浦で騒擾を引き起こして武力衝突した三浦倭乱に発展するのである。乱は官軍の反撃によってまもなく鎮圧されたが、三浦の恒居倭人は同月一九日に対馬に撤退させられ、ことになった⁽¹¹⁾。やがて中宗七年四月に日本国王使が来朝して和

議が成立し、同年八月に壬申約条が結ばれ、対馬との貿易も再開されるが、「島主戒遣船五十隻 今減其半 歳賜米太二百石 今減其半」や、三浦恒居の不許可、特送船の往来の不許可、島主一族に対する受函書・受職船の取り消しなど、いままで対馬の持っていた権益は大幅に減少されることになるのである。

注

- (1) 『燕山君日記』卷一三、燕山君二年三月壬寅条。同書卷二一、三年一月丙辰条。
- (2) 同上卷二一、燕山君三年二月辛丑条。
- (3) (4) 同上卷三八、燕山君六年八月甲午 乙未 甲辰条。
- (5) 同上卷四三、燕山君八年四月乙巳条。
- (6) 同上卷四七、燕山君八年一月癸未条。
- (7) 同上卷四七、燕山君八年一月壬子条。
- (8) (9) 同上卷五三、燕山君一〇年五月乙巳条。
- (10) 同上卷六〇、燕山君一一年一二月乙丑条。
- (11) (12) 『中宗実録』卷一六、中宗七年八月辛酉 壬戌条。

(三) 三浦倭乱後の綿布貿易

中宗五年(一五一〇)の三浦倭乱を経て、中宗九年頃には「庚午年倭変後 銅鉄甚貴 今於市肆銅鉄之多 無異於古

此必与潜商往来」と⁽¹⁾、すでに以前と変わらない程、銅貿易が行われるようになっていた。

中宗朝にも使送らの綿布だけの支給を強く要求していたが、「且公貿易之価 正布綿布相許之 正布則無用而負重 今吾等貿易数少 請除正布 而皆賜綿布」と⁽²⁾、全額の綿布支給の要求に対して、交易価を綿布だけで支給すると、慶尚道の綿布保有量が限られていて、年々の対日綿布需要に応じることができなくなり、大患であると嘆いており⁽³⁾、特に中宗朝からは対日綿布の需要を慶尚道の綿布で賄うことになったことが注目されるが、以後、対日綿布需要は綿産地である慶尚道の負担することになる。

三浦倭乱後、対馬との関係回復の仲立ちという口実で日本国王使の来朝が頻繁になるが、彼らは来朝する度に金・銀・銅や南海物産などをもたらして綿布の支給を要請した。特に中宗一八年(一五二三)に来朝した日本国王使僧一鶚東堂ら⁽⁴⁾がもたらした金・銀などの代価として支給された綿布は、二千同(一〇万匹)にも達する膨大な量に上っていた⁽⁵⁾。また同二〇年五月に来朝した日本国王使景林東堂に支給された綿布も一、七〇〇同に達し⁽⁶⁾、同年九月にも「戸曹啓曰日本国使臣商物 一千六十三同 南方所儲綿布 其遺存者無幾 臣等深有隱憂故 累啓之矣 大抵貿易情願 不必強売 烏梅木六斤之価 綿布一匹」と⁽⁷⁾、烏梅木の代価として綿布一、〇

六三同が支給された。

このように日本国王使の連年のような来朝によって、日本に移出される綿布が巨額に上ったため、その綿布の調達に困った李朝政府は公貿易価を改定して新価、すなわち綿布の交易の価格を引き下げることによって経済的負担を軽減しようとした。

中宗二三年一二月に来朝した日本国王使一鶚東堂の綿布要求に対し、その翌年綿布の支給を巡って

汝国已知当受新価則曰 吾等已納商物 寧騎空船而回還
云 司中以新旧価磨鍊 見之若以旧価給之 綿正布一千
二百余同 以新価給之 則七百余同 其数半減於旧価此
人類出来 以慶尚道所出綿布 將不可勝支⁽⁷⁾
上記のように、彼らのもたらした商物価を新価で支給しようとするが、

一鶚東堂賈來商物 以新価給之之意 録于書契事 令宣
慰使開諭言之 客使等勃然怒曰 此商物 本非我国所有
朱紅外他物 皆質於他国以来 国王定其給価之多故出
送 今受新価 則国王必怒矣 以新価許之 則万無受去
之理⁽⁸⁾

とあるように、旧価での支給の強い要求の前で、結局、彼らの要求通りに綿布一、二〇〇同を支給すると共に、今後からは新価で支給することを書契をもって言い渡している。しか

し「以新価外加給之意 言於倭使 則曰 於吾輩之心 豈不欲為乎 但前者一鶚東堂 從新価質以帰 而被重罪 我則決不可以新価為之也云」と⁽⁹⁾、新旧価の論議があつてから七八年経過した時点でも新価では受け取れないとし、依然として交易価を巡って争いが起こっているのである。

それに日本国王使は使節という名目で来朝するため、公貿易が終わるまでの滞留期間中の食糧費を李朝政府が負担していたが、一ヶ月に三〇〇石の米が彼らの食糧(倭料)として支出されており⁽¹⁰⁾、倭料の支給は公貿易と共に李朝政府の経済的負担を加重させていた。しかも日本国王使らは李朝政府との公貿易だけに留まらず、私貿易や密貿易も行っていたのである。李朝の富商らも彼らのもたらした銅を購買するのに熱中し、加徳島(現、釜山市)を中心として行われていた密貿易を通じて、彼らが綿布を買い集めた結果、「綿布一空」になる状態であつたといわれる⁽¹¹⁾。このように公貿易の盛況と共に私貿易や密貿易も盛んに行われていたのであるが、密貿易の禁圧に苦心した李朝政府は中宗三四年、倭館房守を各司奴子に替え、一〇日毎に交替させていたのをそれでも顔を熟達して潜売するのが後を絶たないため、番上軍士をして三日毎に交替させることにしている⁽¹²⁾。

そして日本国王使だけでなく、大内氏・小武氏などの諸巨酋も使送を派遣して交易に従事していた。中宗二三年八月に

来朝した大内氏と小忒氏の使送に公貿易価として綿布二万一、五〇〇匹が支給され、これに私貿易や密貿易の分も合わせ考えれば、巨魯使によって移出された綿布も相当の額に上っていたものと思われる。

一方、中宗三年（一五三八）頃からは、主に銀が輸入されるようになるのが注目される。同年一〇月に小忒氏の使送が来朝して

今次前後小二殿使倭 所持銀鉄 多至三百七十五斤 准折其直 則五升綿布 不下四百八十余同 今若悉許公貿易 則日本及大内殿 亦皆利之 多以銀鉄 稱為商物 以求公貿易則国用布物 不久虚竭 誠非細慮¹⁴

銀をもたらししたが、銀三七五斤の代価の五升綿布で二万四千匹のうち、三分の一だけが公貿易を許可されている。また、同三七年四月には日本国王使安心東堂が銀八万両と硫黄二〇万斤をもたらしして交易を要求したが、その内、銀一万五千両だけの公貿易が許可され、綿布一、二〇〇同（六万匹）が支給された。しかし公貿易の許可されていない分は私貿易に回して、彼ら取得した綿布は山積し、倭船三〇四隻だけでは搬出が困難で、対馬船まで動員して運んでいる¹⁵。同じく同三八年四月に、日本国王の使送に綿布四万五千匹が支給され、小忒氏の使送に支給された公貿易綿布も二万匹に達していた。この頃、公貿易を通じて日本に移出された綿布は一年間に船

船で六〇〇七〇隻分にも達する膨大な量に上っていた¹⁶。

以上のような多量の対日綿布需要の調達に困って「日本使臣一鶚東堂等 商物価綿布粗悪 托辞不受」と¹⁷、品質の悪い粗悪綿布を支給することもあったが、対日貿易には五〜六升の品質の良い綿布が用いられていた¹⁸。

しかし中宗三九年、蛇梁倭変の勃発によって大部分の通交貿易は断絶し、日本国王使の迎逢船制度が出現するが、この迎逢船を対馬から出発させたため、明宗二年（一四四六）の丁未約条の締結によって迎逢船がその姿を消すまでの間、対馬の貿易の空白期を埋めてくれた¹⁹。

蛇梁倭変によって対日交易は極端に縮小されることになった。明宗六年に日本国王の使送のもたらした蘇木・胡椒などの代価として綿布を支給するが、その支給過程において、庶民生活において「有用之物」である綿布と「無用之物」である蘇木・胡椒などと交易するのは国家的に不利なことであるが、完全に交易を拒否すると、民間にその害が及ぶとして渋々と商物の代価の支給に応じているのである²⁰。丁未約条によって対馬との交易が再開され、船数も増加して幾分活発に行われるようになったかにみえた朝日貿易は、明宗一〇年の乙卯倭変の勃発によってさらに縮小されることになった。明宗一二年に

礼曹修書于对馬太守曰 日本受職受函書往来人 雖以土

宜進上 襄時則胡椒丹木 皆不出十斤之外 歲久濫觴
虛偽日滋 到今尤甚 或至四五十斤 甚者或至百斤 不
但昧於以礼 事大之蒙 還時馱輸絡繹於道 只弊我國人
馬之力¹¹⁾

上記のように、受職・受図書人の来朝時に持参できる商物は胡椒・丹木が一〇斤に定まっているが、最近は四〇〜五〇斤または一〇〇斤を越える者もいるといっているのである。こうした公貿易の行き詰まりは私貿易や密貿易を招くことになり、明宗一九年に

諫院啓曰 祖宗朝接待倭人 二百年于茲 未聞守令交手
賣買者 而近年以来 貪風大振 巧猾橫生利之所在 百
計圖之 自倭寇通海路 賊上国之後 明珠室貝 珍錦繡
金銀 盡萃於釜山浦故 為守令 為辺將及 其商賈之
人 載持米布 絡繹輻輳於本鎮 甚至於他道守令 船運
陸輸交易物貨 使南方生民之命脉 盡入於倭寇之手 若
不痛革其弊 他日無窮之患 有不可勝言¹²⁾
とあるように、対日通交以来二〇〇年に始めてみる貪利行為が現れ、他道の守令まで船運や陸輸を利用して交易しているので南方民の生計物が皆日本の貿易商人の手中に入るといいう状況になったのである。

以上のように中宗朝を経て明宗朝には交易の極端な縮小の結果、私貿易や密貿易が横行し、李朝政府の貿易統制は機能

しなくなる。その後、対日貿易は李朝政府の公貿易に替わって富商大賈などによって担われるようになったと思われる。やがて壬辰倭乱（文祿・慶長の役）の勃発によって対日通交貿易は完全に断絶するが、光海君二年（一六〇九）、己酉約条が締結され、年間五万六千匹の綿布が移出されることになる。

注

- (1) 『中宗実録』卷二一、中宗九年十一月戊辰条。
- (2) 同上卷四五、中宗一十七年七月己酉条。
- (3) 同上卷五四、中宗二〇年四月戊申条。
- (4) 同上卷四八、中宗一八年六月丁卯条。同年七月甲午条。
- (5) 同上卷五四、中宗二〇年五月乙卯条。
- (6) 同上卷五五、中宗二〇年九月辛巳条。
- (7) 同上卷六五、中宗二四年二月戊子条。
- (8) 同上卷六五、中宗二四年二月癸巳条。
- (9) 同上卷八四、中宗三二年四月壬申条。
- (10) 同上卷四八、中宗一八年七月甲午 辛亥条。
- (11) 同上卷五四、中宗二〇年四月戊申条。
- (12) 同上卷九一、中宗三四年六月辛丑条。
- (13) 同上卷六二、中宗三三年八月壬寅 壬戌条。
- (14) 同上卷八八、中宗三三年一〇月己巳条。

(15) 同上卷九八、中宗三十七年四月庚午 乙亥条。同年五月壬午条。同年七月甲子条。

(16) 同上卷一〇二、中宗三十八年四月壬辰条。

(17) 同上卷六五、中宗二十四年五月甲辰条。

(18) 李朝で貨幣として通していた綿布は二、五升綿布で中宗末年になって三升綿布が租税納付布として公認されるが、世宗朝から中宗朝にかけて対日支給綿布は回奉といって五、六升の品質の良い綿布が用いられていた。

(19) 李鉉淙「三浦倭乱後倭人接待貿易に対して」(『韓日文化』一輯一号、六六頁)。

(20) 『明宗実録』卷一二、明宗六年一〇月戊寅条。

(21) 同上卷二三、明宗一二年一二月己酉条。

(22) 同上卷三〇、明宗一九年一〇月壬辰条。

おわりに

以上述べたように、朝日貿易は倭寇禁止のための懐柔・向化政策にその端を発するが、世宗朝(一四一八〜五〇)の三南地方を中心とした綿産地の形成に伴って徐々に綿布の対日貿易に占める位置が重要になってくる。日本の使送らは綿布の良さを知る前までは綿紬を要求することもしばしばあった

が、対日綿布貿易を通じて次第に日本国内での需要が高まるにつれて、李朝は綿布の不足を来すこととなり、成宗(一四六九〜九四)二〇年頃から綿布・麻布・綿紬の三価分給制を実施してこれを防ごうとするが、執拗な綿布要求のまえて結局、綿布で支給せざるを得なかった。李朝にとって綿布は衣類源として、また貨幣として無くてはならない「有用之物」であって、日本のもたらす朱紅・蘇木やその他の南海物産は無くても済む「無用之物」という認識のもとで、綿布と南海物産の交易による綿布の不足を警戒し、綿布の交易を制限しようとしたのである。燕山君朝(一四九四〜一五〇六)の過度な財政支出による政治の混乱期を迎え、朝日綿布貿易に変化をもたらすことになり、中宗朝(一五〇六〜四四)の三浦倭乱に発展していくが、三浦倭乱後、依然として多量の綿布が日本に移出されていた。しかし一六世紀中頃の明宗朝(一五四五〜六七)を転機にして、その後の李朝政府の綿布貿易の統制はほとんど機能しなくなるのである。その後、光海君二年(一六〇九)、己酉約条の締結によって毎年一、一二〇同の綿布が日本へ移出されることになるが、日本の先進農村地域を中心に綿作が定着していく過程のなかで、朝日綿布貿易はその終焉を告げ、以降、綿布から人參・白米・絹織物に変わっていくのである。

李朝における綿布は貨幣として機能を持っていたが、燕山

君朝を経て中宗朝に二〜三升綿布の出現とともに、尺数にも三五尺から三〇尺へ、また二〇尺へと、升尺の減縮をもたらした、しかもそれを三〜四個に切断することによって貨幣としての機能というより貨幣そのものとして機能していたわけであるが、結局、李朝政府も三升綿布（五升綿布を正布というのに対し三升綿布を常布といった）を中宗末年には租税納付に用いることを公認するようになったのである。この影響で対日輸出綿布にも常布が支給されたこともあったようであるが、対日貿易に用いられる綿布（回奉）を手に入れるため苦労する様子が史料の随所で散見される。

己酉約条以降の日本の銅の多量且つ継続的な輸入によって、一七世紀中頃以降の綿布の貨幣機能に何らかの変化をもたらしたものと推測される。対日綿布貿易を通じて綿作をはじめとした綿加工の展開も予想されるが、対日綿布貿易の終焉、すなわち対日綿布需要の消滅は綿布需要の減少を意味するものであり、需要の減少は生産の縮小をもたらすものと思われる。対日輸出綿布は主に奴婢身貢によって調達していたが、己酉約条以降、良民（一般百姓、一般農民）の身役布（軍布、良役布）の徴収により奴婢身貢を遙かに上回る綿布が国庫に収納されるようになるわけであるが、しかも身役布は時代が下るにつれて過度な収奪の対象になっていく。これはまた対日綿布需要に替わる需要の増大を意味するものでもあり、綿

作農家にとって綿作経営は依然として発展の可能性はあったのではないかと思われる。